

平成 30 年度

国有林野の管理経営に関する
基本計画の実施状況

令和元年 9 月

農林水産省

国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況は、「国有林野の管理経営に関する法律」（昭和 26 年法律第 246 号）第 6 条の 3 第 1 項の規定に基づき公表するものである。

目 次

平成 30 年度の実施状況の概要について	1
1 国有林野の管理経営に関する基本方針に基づく管理経営の推進.....	8
（1）公益重視の管理経営の一層の推進	9
① 重視すべき機能に応じた管理経営の推進	9
ア 国有林野の機能類型区分	9
イ 機能類型区分に応じた森林施業等の実施	13
② 路網の整備	15
③ 治山事業の実施	17
④ 地球温暖化対策の推進	21
⑤ 生物多様性の保全	25
（2）森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献・・	27
① 林業の低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及	27
② 林業事業体の育成	31
③ 民有林と連携した施業の推進	33
④ 森林・林業技術者等の育成	35
⑤ 林業の低コスト化等に向けた技術開発	39
（3）国民の森林としての管理経営	41
① 双方向の情報受発信	41
② 森林環境教育の推進	43
③ 森林の整備・保全等への国民参加	47

ア	NPO等による森林づくりや森林保全活動の支援	47
イ	木の文化を支える森づくり	48
ウ	分収林制度による森林づくり	51
2	国有林野の維持及び保存	54
(1)	森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理	55
①	森林の巡視及び境界の保全	55
②	森林病虫害の防除	57
③	鳥獣被害の防除	59
(2)	「保護林」など優れた自然環境を有する森林の維持・保存	61
①	「保護林」の設定及び保護・管理の推進	61
②	「緑の回廊」の整備の推進	63
③	希少な野生生物の保護の推進	67
④	地域やNPO等との連携による保護活動の推進	67
⑤	環境行政との連携	67
3	国有林野の林産物の供給	70
(1)	林産物等の供給	71
(2)	国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献	77
4	国有林野の活用	80
(1)	国有林野の活用の適切な推進	81
(2)	公衆の保健のための活用の推進	83

5	国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる 民有林野の整備及び保全	86
6	国有林野の事業運営	90
	(1) 民間委託の推進	91
	(2) 情報システムの活用	93
	(3) 計画的かつ効率的な事業の実行	95
	(4) 安全・健康管理対策の推進	95
7	その他国有林野の管理経営	98
	(1) 人材の育成	99
	(2) 地域振興への寄与	101
	(3) 東日本大震災からの復旧・復興への貢献	103
	(4) 関係機関等との連携の推進	107
	(参考)	
	1 用語の解説	109
	2 林野庁、森林管理局等のホームページアドレス	115
	(索引)	
	図及び表の索引	117
	各森林管理局の取組事例の索引	119

平成 30 年度の実施状況の概要について

（国有林野事業の役割）

国有林野は、我が国の国土の約 2 割、森林面積の約 3 割を占め、その多くが奥地^{せきりょう}脊梁山地や水源地域に分布し、人工林[＊]や原生的な天然林[＊]等の多様な生態系を有しています。その立地や森林資源等の状況から、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進、②林産物の持続的かつ計画的な供給、③国有林野の活用による地域の産業振興又は住民福祉の向上への寄与を目標として管理経営に取り組んでいます。

このような中、森林に対する国民の要請は公益的機能の発揮に重点を置きつつ更に多様化しており、国有林野に対しても国土の保全や地球温暖化防止、生物多様性保全の面での期待が大きくなるとともに、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の発揮や我が国の森林・林業の再生への貢献が求められています。

これらの国民からの要請に応えるため、国有林野の管理経営を行う国有林野事業は、平成 25 年度から、一般会計で実施する事業に移行し、国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林」とするよう、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、公益重視の管理経営を一層推進しています。また、その組織、技術力その他各種資源を活用し、低コスト化につながる施業[＊]モデルの展開等による森林・林業の再生への貢献や、木材の安定供給等の取組を進めています。

（管理経営基本計画及び平成 30 年度の実施状況）

農林水産省では、国有林野の管理経営に関する基本的な事項を明らかにするため、「国有林野の管理経営に関する法律」に基づき、あらかじめ国民の意見を聴いた上で「国有林野の管理経営に関する基本計画」（以下「管理経営基本計画」という。）を策定し、これに基づき国有林野の管理経営を行っています。

管理経営基本計画は、10 年を 1 期とする計画で 5 年ごとに策定することになっています。

平成 30 年度は、平成 25 年 12 月に定めた平成 26 年 4 月から令和 6 年 3 月までを計画期間とする管理経営基本計画の 5 年目に当たり、国有林野を名実ともに「国民の森林」としていくため、①重視すべき機能に応じた公益的機能の維持増進、②地球温暖化防止や生物多様性の保全等の政策課題への率先した取組、③森林・林業再生に貢献するための林業の低コスト化につながる取組や民有林と連携した森林施業等の推進、④国有林野の林産物の安定供給等に努めました。

本報告は、こうした取組の実施状況について、国民の理解をいただけるよう、写真と図表を用いてできるだけ分かりやすく記載したものです。

なお、平成 30 年 12 月に、平成 31 年 4 月から令和 11 年 3 月までを計画期間とする新たな管理経営基本計画を策定しました。

*右肩に「※」を付している用語については、その解説を 109～114 ページに記載。

(平成 30 年度の主な取組)

平成 30 年度に実施した主な取組は、以下のとおりです。

(1) 公益重視の管理経営の一層の推進

- 5つのタイプの機能類型の下で、長伐期施業[※]や育成複層林[※]へ導くための多様な施業等を実施するとともに、効果的な路網[※]整備にも取り組みました。(9、13、15 ページ)
- 台風や集中豪雨等による山地災害の復旧や被害調査等について、民有林関係者と連携して取り組みました。(17 ページ)
- 森林の健全性を保つとともに、地球温暖化の原因となる大気中の二酸化炭素の吸収・貯蔵を進めるため、間伐[※]等を推進するとともに、間伐材等の搬出・供給や治山施設等における木材利用を推進しました。(21 ページ)
- 生物多様性の保全を図るため、「保護林」の保護・管理や「緑の回廊」の保全・管理、それらの地域のモニタリング調査等に取り組みました。(25、61、63、67 ページ)
- シカ等野生鳥獣による被害防止のため、地方公共団体やNPO[※]等と連携し、効果的な捕獲技術の開発・実用化等を含め、個体群[※]管理や生息環境管理、被害防除等に取り組みました。(59 ページ)
- 国有林野及びこれに隣接・介在する民有林野において、外来種駆除や間伐等を一体的に行うため「公益的機能維持増進協定[※]」を締結し、施業を実施しました。(87 ページ)

(2) 森林・林業再生に向けた貢献

- コンテナ苗[※]を活用した「一貫作業システム[※]」等、地域の状況に応じた低コストで効率的な施業のための技術の開発・普及に取り組みました。(27、39 ページ)

- 計画的な事業発注や情報提供、研修フィールドの提供等により、林業事業体の育成や森林総合監理士（フォレスター）※等の森林技術者の人材育成に取り組みました。（31、35 ページ）
- 民有林と連携した森林施業等の推進のため「森林共同施業団地」を設定し、事業計画の策定に取り組むとともに、団地内での路網の接続等を実施しました。（33 ページ）

（３）森林環境教育や森林とのふれあい等の推進

- 森林環境教育の推進や自主的な森林づくり活動を支援するため、「遊々の森」や「ふれあいの森」等の設定によるフィールドの提供、技術指導等に取り組みました。（43、47 ページ）
- 森林保全等に取り組むNPOや地域住民等と連携し、森林整備活動や自然再生活動等に取り組みました。（47 ページ）

（４）林産物の持続的かつ計画的な供給

- 機能類型区分に応じた適切な施業の下、木材の持続的かつ計画的な供給に努め、国有林材の需要者への直送などに取り組みました。（71 ページ）
- 国産材の安定供給体制の構築のため、民有林と連携した供給による地域の川上から川下までの連携強化や、地域の需要が大きく変動した際の木材の供給調整機能の発揮を図りました。（77 ページ）

（５）効率的な事業の実施

- 伐採・造林等の事業の民間委託や情報システムの活用等により、効率的な事業運営に努めました。（91、93 ページ）
- 収穫量の計画的な確保やコスト縮減等に取り組み、166 億円の債務返済を行いました。（95 ページ）

（６）東日本大震災からの復旧・復興への貢献

- 被災した海岸防災林の再生を進めるとともに、森林における除染に関する技術開発等のための実証事業等に取り組みました。（103 ページ）

(参考) 管理経営基本計画の策定 (平成 30 年 12 月)

管理経営基本計画については、国有林野の管理経営に関する法律の規定により、5 年ごとに定めることとされており、前回の策定から 5 年が経過した平成 30 年 12 月に新たな計画を策定しました。

新たな計画は、林政審議会での審議や、国民の皆様からの意見募集を経て策定し、民有林における「森林経営管理制度※」の円滑な機能に向けた国有林の取組等についても反映しました。

1 公益重視の管理経営の一層の推進

- ・ 重視すべき機能に応じ 5 タイプに区分し、公益林として管理経営
- ・ 森林資源の成熟に伴い主伐が増加していく中、公益的機能の持続的な発揮と森林資源の循環利用の観点から確実な更新を実施
- ・ 総合的な流木対策、近年の大規模災害の発生、気候変動による大雨の発生頻度の増加を踏まえた治山事業の推進
- ・ 地球温暖化防止に向けた森林の適正な整備・保全や木材利用、生物多様性保全に向けた保護林の保護・管理、多様な森林^{もり}づくりの推進、施業現場における配慮等の推進

2 林業の成長産業化への貢献等

- ・ 民有林における森林経営管理制度が円滑に機能するよう制度の要となる林業経営体の育成支援や市町村林務行政に対する技術的支援に取り組むなど、林業の成長産業化等への貢献
- ・ 低コスト造林技術や先端技術を活用した効率的な森林管理・木材生産手法の開発・実証等を積極的に推進

3 「国民の^{もり}森林」としての管理経営、地域振興への寄与等

- ・ 国民の財産である国有林野をより開かれた「国民の^{もり}森林」として管理経営
- ・ 訪日外国人旅行者数の増加等を踏まえた、国有林野の観光資源としての活用
- ・ 東日本大震災からの復旧・復興について、海岸防災林の再生や避難指示解除等を踏まえた森林整備の推進

(策定までの経過)

- 9月10日 林政審議会
- ・ 策定に向けた今後のスケジュール等について事務局説明
 - ・ 次回以降、審議を深めることで調整
- 10月15日 林政審議会
- ・ 素案審議
 - ・ 国民の皆様からの意見募集後、更に審議を行うことで調整
- 10月26日～11月26日
- 国民の皆様からの意見募集
- ・ 提出者数：12件
 - ・ 意見項目数：28項目
- 12月17日 林政審議会
- ・ 国民の皆様からの意見募集の結果も踏まえた審議
 - ・ 農林水産大臣に対し、計画が適当である旨の答申
- 12月25日 新たな管理経営基本計画の決定・公表



刻を流す

撮影者：源頭

(わたしの美しの森フォトコンテスト・佳作)

きたうわぐんまつのちょうなめとこ
(撮影地：愛媛県北宇和郡松野町滑床溪谷（四国森林管理局管内）)